# 可決した議案

## 条例の一部改正　市道路線廃止認定など

### ◇条例の一部改正

今定例会に市長から条例の一部を改正するための議案四件が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

議案の主な内容は次のとおりです。

**◎鎌倉市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正**

公営住宅法施行令が一部改正され、介護保険制度による在宅介護体制の充実が図られたことを踏まえ、常時の介護を必要とする高齢者等であっても、居宅において必要な介護を受けることができ、単身入居が可能な者について、単身者向け公営住宅への入居が認められるよう整備が図られました。

条例の一部改正がこの施行令改正に伴う所要の措置であり、常時の介護を必要とする単身高齢者等の市営住宅入居に門戸を広げようとするものであることから妥当としたものです。

**◎鎌倉市火災予防条例の一部改正**

建築基準法施行令の一部改正により条例で引用している法令上の用語の定義等が変更されたことから防火設備、構造及び材料に関する規定の改正等をするものです。法令の一部改正に伴う所要の措置であることから妥当としたものです。

**◎鎌倉市福祉事務所設置条例等の一部改正**

社会福祉事業法の一部改正が行われ、名称も社会福祉法に改められたことから、鎌倉市福祉事務所設置条例、社会福祉法人の助成に関する条例及び鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例について一部改正するものです。法律の一部改正に伴う所要の措置であることから妥当としたものです。

**◎鎌倉市恩給条例及び鎌倉市恩給年額改定条例の一部改正**

法令の一部改正に伴う規定の整備などで所要の措置であることから妥当としたものです。

### ◇市の義務に属する損害賠償額の決定について

今定例会に市長から「下水道施設管理に起因する市の義務に属する損害賠償の額の決定について」の議案が提出されました。

議会では審議の結果、総員の賛成で原案を可決しました。

平成九年七月二十五日、雨水ますの接合部分が経年により欠損し、接合部周辺の土砂が流出し、個人宅の建物が損傷しました。

この事故の後、被害者と家屋補修等の損害賠償について協議を重ねてきた結果、このたび協議が調ったため、市が相手方に損害賠償額を支払おうとするものです。

損害賠償額は五百三十五万五千円です。

**※地方自治法第九十六条第十三項の規定では、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについては議会の議決が必要とされています。**

### ◇市道路線の廃止・認定

今定例会に市道路線の廃止及び認定に関する議案が提出され、審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

**（市道路線の廃止）**

廃止しようとする路線は岩瀬八〇九番二地先から岩瀬八〇九番三地先に至る路線、岩瀬七七九番地先から岩瀬八〇九番一地先に至る路線の二路線でいずれも認定にかかる道路用地との再編成を行うため、道路法の規定に基づいて廃止したものです。

**（市道路線の認定）**

認定しようとする路線は岩瀬八〇九番二地先から岩瀬七七九番地先の終点に至る路線で、現在、一般の通行の用に供されているため、道路法の規定に基づいて認定したものです。

# 会派の動き

大木佐敏議員の逝去に伴い清新会が解散し、同会派に所属していた野村修平議員は無所属となりました。

# 委員会構成の変更

常任委員会等の構成が次のとおり変更になりました。

**〈総務常任委員会〉**

前野正司議員が監査委員に選任されたことにより委員長を辞任し、委員長に山下玲子議員、副委員長に伊藤玲子議員を選任しました。

**〈議会運営委員会〉**

野村修平議員が委員を辞任し、高橋浩司議員を選任しました。

**〈議会報編集委員会〉**

野村修平委員が委員を辞任しました。

# 可決した決議

**議会は9月21日の本会議において次の決議を行いました。**

## 鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議

「鎌倉市公文書公開条例」は、平成6年4月1日施行以来6年半を経過したところであるが、この間にも社会情勢は大きく変化し、「情報」に対する市民の意識も飛躍的に高まっている。

国においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を平成11年5月14日に公布し、平成13年4月1日から施行することとなった。これを受けて多くの地方自治体が、現行条例の改正もしくは新たな条例の制定によって、情報公開制度の充実を図っているところである。

本市が現行条例を制定するに際しては、準備検討作業が早くから行われていたにもかかわらず、実際に施行されたのは県下各市の中でも最も遅い時期であった。この教訓を生かし、市民の参加意識と時代の進展にこたえる意味から、鎌倉市公文書公開運営審議会に諮るなどして、「鎌倉市公文書公開条例」を早期に改正することを求めるものである。

1　実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書に、電磁的記録を含めること。
2　文書の公開を請求する権利者には、制限を設けないこと。
3　実施機関による文書の公開を義務規定とするとともに、情報の公開を確かなものとするために、文書管理制度の充実を図ること。
4　請求権者の期限の利益を確保するために、鎌倉市公文書公開審査会における審査の期間に一定の限度を設けること。
5　市長に情報公開制度の趣旨の徹底を図る責務を課すことによって、出資法人等の情報公開の推進を促すこと。

## 広町の緑地保全に関する決議

鎌倉市の枢要な緑地の一つである広町の緑地保全は、鎌倉市政の長年にわたる最重要課題である。また、広町の緑地保全は、大多数の市民の切実な願いでもあり、それはこの間に取り組まれた3度にわたる大署名運動に端的に示されている。

本市議会も、その保全に向けた数多くの論議を重ね、機会をとらえて意見を述べてきており、平成10年3月に竹内市長に対し、具体的な保全策の早期策定を求める決議を行ったことも記憶に新しいところである。

こうした中、本年7月に鎌倉市緑政審議会から「広町の緑の保全に向けての方策について」答申が出され、広町を都市公園法の都市林として具体的に整備・保全する方向が示された。市はこの答申を受け、8月に、国庫補助・県費補助及び県の特段の支援を受けながら、市の都市計画事業として施行し、広町を都市林として保全する方針を決定したが、本市議会は、市のこの政策決定を市民、議会の意向に沿ったものとして一定の評価をするものである。

しかしながら、この基本方針の実現に当たっては、一定の財政負担が見込まれることや、事業者の理解と協力が必要不可欠であることなど、依然として問題が山積している状況にある。

よって本市議会は、市当局に対し、広町の緑地保全に関する基本方針の実現に向けて、国・県と共通の認識に立って確実な支援を求めるとともに、しかるべき財政措置を検討するなどし、事業者の理解と協力を得るため特段の努力を行い、広町を都市林として保全する道を着実に開くよう強く求めるものである。

# 音声版・点訳版「議会だより」のご案内

市議会では、定例会ごとに「議会だより」を発行し、議会での審議内容など議会活動の諸事項を皆さんにお知らせしておりますが、このたび、「議会だより」の音声版（収録テープ）と点訳版をボランティア団体のご協力により作成しました。

ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。

☎0467（23）3000　内線448番

# 大木佐敏議員逝去
## 謹んでごめい福をお祈りいたします

平成元年五月から三期連続十一年余、本市市議会議員として長年ご活躍してこられた大木佐敏議員（五十六歳）が平成十二年八月二十七日逝去されました。

故大木佐敏議員は議員在職中、総務常任委員会委員長、予算等審査特別委員会委員長、議会報編集委員会委員長等の要職を歴任されたほか、平成十一年六月からは市議会選出の監査委員を務められるなど、市政発展に多大な貢献をされました。

議会では九月定例会本会議の冒頭、故人に対し哀悼の意を表し、黙とうをささげるとともに議員を代表し野村修平議員が追悼演説を行いました。

# 編集後記

実りの秋、散策にもよい季節。鎌倉は、大勢の方が訪れ賑わっていますが、景気の回復には至っていないのが市民の実感ではないでしょうか。

さて、議会だよりも音声版が鎌倉朗読・録音奉仕会のご協力で、点訳版が鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力でできました。まず一歩と、皆さんのご協力に感謝申し上げます。市のその他のお知らせにも、音声・点訳版が広がり、障害を持つ皆さんの社会参加や情報提供の機会がふえていくことを願っています。

長引く不況等の影響もあり、市財政も厳しくなっています。真の職員・市民参加で鎌倉の活力のある市民が安心して住める将来を見通したまちづくりに議会も努力してまいります。

**議会報編集委員会**

委員長　藤田　紀子
副委員長　岡田　和則
委員　澁谷　廣美
委員　髙橋　浩司
委員　吉岡　和江
委員　前田　陽子